

令和4年第1回尾張北部環境組合議会  
全 員 協 議 会 会 議 録

開催日時 令和4年2月8日（火曜日） 午前11時17分から午前11時56分まで

議題

- 1 入札から供用開始までのスケジュールと入札の主な見直しポイント
- 2 「入札説明書」等について
- 3 地域振興策について
- 4 循環型社会形成推進地域計画（第2期）について

その他事項

---

出席議員（12名）

第1番	水野 正光 君	第2番	大沢 秀教 君
第3番	大井 雅雄 君	第4番	河合 正猛 君
第5番	鈴木 貢 君	第6番	大藪 豊数 君
第7番	吉田 正 君	第8番	倉知 敏美 君
第9番	丹羽 孝 君	第10番	高木 義道 君
第11番	佐藤智恵子 君	第12番	小室 輝義 君

---

職務のため議場に出席した職員の職・氏名

書記長	西川 里咲 君	書記	江幡 直利 君
-----	---------	----	---------

---

説明のため出席した者の職・氏名

管理者	澤田 和延 君	副管理者	山田 拓郎 君
副管理者	鈴木 雅博 君	副管理者	鯖瀬 武 君
会計管理者	金川 英樹 君	犬山市経済環境部長	永井 恵三 君
犬山市環境課長	小笠原健一 君	江南市経済環境部長	平野 勝庸 君
江南市環境課長	牛尾 和司 君	大口町まちづくり部長	水野 眞澄 君
大口町環境対策室長	佐橋 竜午 君	扶桑町産業建設部長	澤木 俊彦 君
扶桑町産業環境課長	村田 武司 君	事務局長	坪内 俊宣 君
総務課主幹	松山 和巳 君	総務課主幹	神林 宏之 君

総務課副主幹 上條 靖之 君

(午前11時17分 開会)

○議長（倉知敏美君） 定例会に引き続きまして、お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。

大変お疲れのところ恐縮でございますが、ただいまから令和4年第1回尾張北部環境組合議会全員協議会を開会いたします。

本日の議題につきましては、お手元に配付した次第にありますとおりでございます。議題4件でございます。

議員各位におかれましては、定例会に引き続き慎重なる御協議をお願いいたしまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

管理者。

○管理者（澤田和延君） 議員の皆さん方には定例会で大変お疲れのところ、引き続き全員協議会を開催していただきまして誠にありがとうございます。

また、先ほどの定例会では、各議案に対しまして適切な御議決をいただきましたことを改めて御礼を申し上げます。

ただいま議長さんからお話がありましたように、本日の全員協議会の議題は、入札から供用開始までのスケジュールと入札の主な見直しポイントをはじめ4件でございます。いずれも今後の新ごみ処理施設の整備・運営の上で重要な案件でございますので、議員各位からの御意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（倉知敏美君） ありがとうございます。

それでは、早速会議を開きます。

お手元に配付いたしました次第の順序に従いまして、会議を進めてまいります。

---

◎議題1. 入札から供用開始までのスケジュールと入札の主な見直しポイント及び議題2. 「入札説明書」等について

○議長（倉知敏美君） まず議題の1. 入札から供用開始までのスケジュールと入札の主な見直しポイント及び議題の2. 「入札説明書」等については、関連がございますので一括で当局に説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） それでは最初に、入札から供用開始までのスケジュールと入札の主な見直しポイントについて御説明いたしますので、資料1をお願いいたします。

1はスケジュール案でございます。令和4年3月上旬に入札公告を行い、一連の入札手続を

スタートさせます。4年11月に落札者を決定し、翌年2月の組合議会に工事請負契約の議案を上程してまいります。議決後は設計・建設に入っております。その後、令和9年度の後半には施設の試運転、翌10年4月には江南丹羽環境管理組合の職員を任用し、供用を開始してまいります。

2は入札の主な見直しポイントでございます。

(1)は敷地外の土木工事である県道拡幅と雨水排水路整備ですが、それらは一括発注から外し、別に組合が発注をしております。

(2)は施設の処理能力ですが、改めて令和10年の推計をした結果、マテリアルリサイクル推進施設（粗大ごみ）のほうは14トンのまま変わりませんでした。エネルギー回収型廃棄物処理施設（焼却等）のほうは前回から2トン少ない194トンとなりました。詳細は4ページに掲載しておりますので、後ほど御参照ください。

資料は2ページ、裏面をお願いいたします。

(3)はプラスチック資源循環促進法への対応でございます。新法では、家庭から出るプラスチック製容器包装やおもちゃなどをプラスチック資源として一括回収、リサイクルする努力義務を市町村に課しております。令和4年4月の施行後も新法への対応、進捗につきましては、構成市町ごとに差異が生じてくると思われまます。組合といたしましては、そのような2市2町の新法への対応、進捗に関わらず、2市2町から搬入されるごみ量を安定的に処理するために必要な処理能力として設計・建設、そして安定稼働させていかなければなりません。そのため新施設の処理能力の設計に当たっては、これまで同様各市町のごみ処理基本計画で示されている供用開始時の推計値を参考にいたしました。プラスチックごみにつきましては、新ごみ処理施設の処理対象にしていることには変更ございません。

(4)は造成工事に係る地元業者の事業参加（活用）でございます。前回の入札では、組合の構成2市2町内に本店を有することを要件としておりましたが、より多くの企業が参加の機会を得られる方向で見直すことという公正入札監視委員会の答申を尊重しつつ、同時に地元企業の事業参加も促していくことを検討いたしました。今回の入札では、組合の構成2市2町内に本店を有することという要件はなくすものの、その造成工事を担う協力企業が2市2町の本店である場合は、総合評価の技術評価の中で評価していくというものでございます。

(5)は入札説明書、要求水準書、契約書など10種類ほどございますが、公表書類について、スケジュールや、前回入札において入札参加者からいただいた質問や意見などを参考に見直しをかけております。

3ページの今後のスケジュール案につきましては、道路拡幅や雨水排水路整備のスケジュールも併せて記載したものですので、後ほど御参照ください。

続きまして、議題2. 「入札説明書」等について御説明いたしますので、資料2をお願いいたします。

事業者選定に当たりましては、応募者の事業提案の審査を公平に専門的知見に基づいて実施するため、事業者選定委員会において入札説明書、落札者決定基準書、要求水準書などの案について検討をしていただいております。本日は入札説明書や要求水準書の概要を作成いたしましたので、その資料を使い御説明をいたします。

まず1は、事業実施区域を示しております。この土地の取得状況であれば施設建設は可能と判断し、入札を公告してまいります。

恐れ入ります。2ページをお願いいたします。

2は処理方式で、3つの処理方式のいずれかで提案を求めています。

3は施設規模で、繰り返しになりますが、196トンから194トンにしております。

4は事業方式で、事業者には設計・建設から運営までをお願いしていきます。

3ページをお願いいたします。

5は事業期間でございます。エネルギー回収型廃棄物処理施設（焼却等）のほうは20年間の運転を、一方マテリアル（粗大）のほうは10年間は運転は組合、補修等は事業者をお願いをしております。10年経過いたしますと、組合の労務職員の半数が定年退職される状況になりますので、その後は運転、補修等を併せた形の委託を検討してまいります。

6は事業期間後の措置で、契約期間満了の前には組合と協議することを事業者には求めています。

7はスケジュールで、資料1と同じものでございます。

8は応募者の構成で、建設業務、運営業務を実施する予定の複数の企業で構成される企業グループでの応募といたします。また、先ほどの繰り返しになりますが、用地造成工事を行う協力企業が2市2町内の本店の場合は、技術評価の中で評価をしていきます。

4ページをお願いいたします。

9は審査方法でございます。価格と価格以外の条件（性能、機能、技術等）によって決定する総合評価落札方式を採用してまいります。

10は、その価格点の得点化方法で、最低の入札価格と当該入札価格の比率を用いて得点を付与いたします。また、ダンピング受注の防止、長期にわたる施設の安定した運転を図るため定量化限度額を設けることとし、定量化限度額以下の入札価格にはいずれも満点が付与されます。また、予定価格につきましては、入札公告、入札説明書の中で事前公表してまいります。

11は、提案内容の定量化審査で、提案書に記載された内容に対して、落札者決定基準書の中の非価格要素の得点化基準により評価をしてまいります。

5 ページをお願いいたします。

12は、技術評価の評価段階方法で、5段階評価を採用いたします。評価点は、例えば配点が1点であっても、その評価によって5段階に分けて、例えば0.5点とか、0.25点とか、差を設けてまいります。

13は、評価値の算定で、入札価格を評価した価格評価を40点、提案された内容を審査した技術評価は60点とし、その合計で最終的な評価値を算出いたします。

5 ページの最後は総合評価の点数の例を載せました。定量化限度額をこの場合は100円とした場合、100円以下は全て満点の40点となりますので、A社は50円で応札しても同じ40点となります。この場合、最低入札金額は100円として計算いたしますので、200円で応札したD社は200分の100、2分の1の得点となり、40点の2分の1になりますので20点となります。また、C社は価格評価が30.08で、B社より価格評価は低いものの技術評価点と合計した総合評価で一番高いことから落札候補者となります。

6 ページをお願いいたします。

ここからは設計・建設業務と運営・維持管理業務の要求水準書の内容となっております。

ごみ処理施設整備・運営事業につきましては、設計・建設と運営までを民間事業者に一括して発注してまいります。その発注に際しましては仕様書発注とは異なり、事業に求める性能を規定し、事業者はその仕様を提案させる性能発注を採用してまいります。性能発注におきまして、組合が求める性能を事業者に示すものが要求水準書であります。要求水準書では、仕様書発注のように細部にわたって要求したい業務と、要求する業務の性能のみを提示している部分の両方を記載しております。

まず最初は設計・建設業務でございます。

(1)は、基本事項でございます。処理規模、稼働時間、処理方式などを示しております。

(2)は、設計・建設範囲でございます。

7 ページをお願いいたします。

(3)は、立地条件でございます。搬入は県道浅井犬山線からといたします。排水は、生活排水につきましては合併処理浄化槽で処理し放流いたしますが、プラント内で発生する排水はクロードシステムということで場外には出さず、場内で全て処理する無放流といたします。また、1,800立米以上の雨水調整池を設置してまいります。

(4)は、試運転及び運転指導で、これらに必要な費用は事業者の負担としてまいります。

8 ページをお願いいたします。

(5)は各施設の諸室などを示しております。

9 ページの下段をお願いいたします。

(6)は災害対策でございます。震度5から6弱に相当しますが、250ガルという揺れを感知した場合は、炉を自動停止させていただきます。

10ページをお願いいたします。

(7)は、設計や施工に対する保証期間で、契約不適合責任を事業者に求めてまいります。

11ページをお願いいたします。

15からは運営・維持管理業務の要求水準書の内容になっております。

(1)は、運営事業者の業務範囲でございますが、要求水準書では組合の業務範囲を規定し、それ以外の施設に関する業務としております。

12ページをお願いいたします。

(2)は運営期間、(3)は業務終了時の主な引渡し条件でございます。

(4)は計画・マニュアル等で、事業継続計画（BCP）をはじめ、長寿命化計画などの策定を事業者に求めております。

資料の最終ページはA4横でございますが、事業用地の配置図、動線の一つの例を示しております。各プラントメーカー、事業者の提案によって大きく変わってまいります。施設配置と動線をイメージしていくための例としてお示ししております。

来月上旬には入札公告できるよう準備を進めてまいります。

以上で説明を終わります。

○議長（倉知敏美君） ありがとうございます。

以上で当局の説明は終わりました。

何か本件に対しまして御意見、御質問ございましたらお願いします。

（挙手する者あり）

○議長（倉知敏美君） 河合議員。

○4番（河合正猛君） 3ページをお願いいたします。今後のスケジュール案でございます。

ここで見ていると、県道拡幅は令和6年からスタート、ところが造成は令和5年の秋以降ということで、これは造成をやるにしても何をやるにしても重機を入れないかんですよ。どうやってここへ搬入路を造るんだろうね、同時にできるんだろうか。

前の防災拠点、上流のA地区、あそこはもう国交省が搬入路をずうっと造って重機を入れておるんだけど、ここの造成を見ると、先ほどの13ページかな、一番東側が出入口ですよ、多分。これは同時に拡幅、造成もやらないかん、拡幅もやらないかんといってどこから重機を入れてこの造成をやるんだろう。こんな工程でやれるんだろうか。

○議長（倉知敏美君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 重機を入れるところにつきましては、実際の落札業者さんと相談と

いうか、考えもありますけど、仮の道路というか搬入の道路というか、下っていくところを造られるんじゃないかなあとは思っています。

道路拡幅と排水路につきましては最終9年度中までに、できるだけ早いほうがいいとは思いますが、調整して、本体の工事と調整しながら施工していくという形になりますので、いずれにしても本体の落札業者さんと綿密な打合せをした上でスケジュールを確定させていくという形になります。

(挙手する者あり)

○議長（倉知敏美君） 河合議員。

○4番（河合正猛君） この資料2の13ページ、このA4の横のところ、ここに仮に出入口がここだとするなら、ここへ仮の搬入路を造れば出入りは自由にできるんだけど、そういう考えでいいんだろうか。そうすると県道拡幅の邪魔になるよね、ここを搬入路にしてしまうと。業者さんがどう考えておるか分かりませんが、ちょっと工程的にどうかなあと思います。

○議長（倉知敏美君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 落札業者さんが決まり次第、その辺のスケジュールと役割分担を含めて協議していかなきゃいけない事項ではあります。ただ、入り口についてはおおむね東側になるということは間違いないと思います。

○議長（倉知敏美君） よろしいですか。

そのほかはよろしかったですか。

(挙手する者あり)

○議長（倉知敏美君） 吉田議員。

○7番（吉田 正君） 資料1の2ページですけれども、プラスチック資源循環促進法への対応ということで、新法では家庭から出るプラスチック製容器包装やおもちゃなどをプラスチック資源として一括回収、リサイクルする努力義務を市町村に課していますと。これがもう4月から施行されるわけですけれども、リサイクルするのは努力義務だというもの、昨今の世界的な状況などでも明らかなように、燃やさずにリサイクルしていくというのは、そういう方向で世の中も今進んでいっているのではないかなあというふうに思うんです。そういった中で、この組合のほうでは、プラスチック製の包装容器等については従来どおり多分やられるんだろうと思うんだけど、大口町でいうならその他のプラスチックですよね。そういったものについては、この組合のほうでは燃やして、むしろそれを燃料として活用していくんだというような考え方の下で燃やすんですよということだったわけですけれども、それを従来どおり踏襲するというのは、今のプラスチック資源循環促進法に照らしても、これは明らかにそれに反したような形になるような状況ではないかなあというふうに思うんです。



だから、そういう意味では、ここはやっぱり資源循環促進法が今のままずっと努力義務のままでいくのかどうかということは私は不透明だと思うんですね。この組合そのものも、今度の新しい処理場にしても20年間使うということを前提にして建設するわけだから、少なくともこれからの将来の状況等に合致したような形で、そういったプラスチックについての処理というのは行われなければならないというふうに私は思うんです。

だから、その後の尾張北部地域循環型社会形成推進地域計画、これにも実は関連してくる、その後にもまた議題としてあるんですけれども、それにも関連してくる問題だと私は思っているんですけども、ぜひその他のプラスチックについても燃やさずに資源化していく。これは、この後の資料2の3ページのところですけれども、マテリアルリサイクル推進施設ということで、当初組合のほう、従来の江南丹羽環境管理組合の職員の方にここに来ていただいて仕事をしていただくということにしてあるわけなんですけれども、私はこれにも関連するような内容ではないかなあというふうに思うんですね。

ですので、マテリアルリサイクルを推進するんですけども、そういった中で、ぜひおもちゃなどのその他のプラスチックについても分別して、これを有効に資源化していくと、そのものをプラスチックとして資源化していくというような方向にぜひ方向転換していただきたいなあというふうに私は思っているんです。

今、多分すぐにそんなことをじゃあやりますというふうには、それは言えんと思うんですね。だって従来どおりのことを推進したいとって今提案しておるわけですから、僕はこの問題については首長間でちゃんと話し合っほしい、これは絶対僕は必要だと思う。そうしないと、今後20年間にわたってこの施設を運営していく上で、しまったなあということになりかねん問題だというふうに思うんです。

本当に住民の方々の中にも環境問題に詳しい人たちもどんどん増えていく中で、こういう問題についても国も動きかけて、資源循環促進法というような形で施行されていくわけですので、急激にその内容を義務化するということができんんだから努力義務と言っておるだけであって、これから施設を建設しようという市町村であれば、これは努力義務じゃなくて、むしろこれは義務そのものじゃないかなあというふうには私思うんですよ、この内容についてはね。だから、ぜひそういった視点を捉えながら、その他のプラスチックについて燃やすという方向を改めていただきたいというふうに私からの要求です、これは。要求というか提案です。ひとつよろしくをお願いします。

○議長（倉知敏美君） 答弁はいいですか。

○7番（吉田 正君） 答弁、また検討してもらえるのか、首長間で検討してもらえるのかもらえんのか、管理者からお答えいただいても、どういうふうでも私はいいいんですけど。

○議長（倉知敏美君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 一部事務組合の場合、構成市町の事務を共同処理するために設けられた団体でありますので、逆に組合が構成市町の大きな環境政策を左右する御提案をするというのは、ちょっとそういう立場にもないと思っています。

今後長期にわたる供用期間中にはプラスチックごみをリサイクルし、搬入量が減少する市町も出てくるかもしれません。ただ、来月には入札を公告してまいりますので、現在計画されている処理対象、処理量で発注はしてまいります。

（挙手する者あり）

○議長（倉知敏美君） 吉田議員。

○7番（吉田 正君） だから、現在の処理量等で発注することは、それは仕方がないと思うんですよね、時間がないから。ただ、それを実際にその他のプラスチックも含めて燃やす、実際に建設された段階で燃やすかどうかというのはまた別の問題だと僕は思うんですよ。だから、そこら辺は十分に構成市町の首長間でも、事務局等の中でも、今後の日本の行く方向だけじゃなくて、世界がもうそういう方向に変わってきているわけだから、せっかく新しい施設を造るんだったら、私はやっぱりそのときの最新のものの考え方のそういった施設にしたほうが、これは住民の皆さん方に理解しやすい問題だと僕は思うんだわね。だから、ぜひそういう方向で検討していただきたいと思います。これは首長間でやっぱり話をちゃんとしてもらわないと僕はいかんのじゃないかなあとと思っています。以上です。

○議長（倉知敏美君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） そのような御意見があったということで受け止めさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（倉知敏美君） そのほかはよろしかったでしょうか。

よろしいですね。

（挙手する者なし）

○議長（倉知敏美君） 御意見もないようでございますので、当局には説明のあったとおりに進めていただくということにいたしましてよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○議長（倉知敏美君） それでは、これをもちまして議題1及び議題2を終結いたします。

---

### ◎議題3. 地域振興策について

○議長（倉知敏美君） 続きまして、議題3. 地域振興策についてを当局に説明を求めます。  
事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 地域振興策につきまして御説明いたしますので、資料3をお願いいたします。

地域振興策につきましては、地域住民自ら地域の抱える課題の解決を図り、生活環境の改善に資することを目的としており、各地元区が実施する地域振興事業と供用期間中毎年度交付する地元協力金の2本立てになっております。しかしながら、地域振興策、地元協力金ともに全区から御理解を得るまでには正直至っておりません。

そのような状況下でございますが、供用開始までのスケジュールが見えてきましたので、地域振興事業の実施期間を建設工事が始まる6年度、造成は今年度だと思っておりますが、建設工事が本格的に始まる6年度から供用開始前の9年度、この4年間としたい考えであります。

6年度に実施となりますと、組合や関係市町での予算編成は5年夏頃から始まるということから、それまでに根拠となる支弁方法を規約で規定しておくべきと考えております。

規約の変更につきましては、最終的には2市2町の議会での議決をお願いすることになりますが、組合議会の御理解を前提に進めてまいりたいと考えております。

最初に、1は支弁方法であります。地域振興策の事業費を構成市町にどのように御負担していただくかであります。

(1)の地域振興事業の負担割合ですが、この地域振興事業につきましては、ごみ処理施設の設置そのものではございませんが、施設の設置に伴い、事業実施区域周辺の環境整備の一環として実施するものであることから、組合規約第9条第2項施設の設置に要する経費と同様の負担方法である均等割100分の15と人口割100分の85で考えていきたいと思っております。

(2)の地元協力金の負担割合ですが、この地元協力金につきましては、ごみ処理施設の管理そのものではございませんが、施設の円滑な管理、運営のために必要な経費であることから、組合規約第9条第2項第3号に規定する施設の管理に要する経費と同様の負担方法、ごみ投入量割で考えていきたいと思っております。なお、供用開始2か年度は予算編成時に構成市町からの1か年度の投入量が確定しておりませんので、施設の管理に要する経費と同様人口割を考えております。

2ページをお願いいたします。

規約変更のスケジュールについてでございます。

(1)の供用開始までのスケジュール表をお願いします。

①は本日となりますが、令和4年7月までには全6地区と合意できるよう努めてまいります。8月以降に構成市町の各議会様に規約変更の概要を説明することになります。全市町で方向性がつきましたら、組合から愛知県に事前協議をお願いしてまいります。事前協議はおおむね3か月間かかるとされております。5年9月には規約変更の議案を構成市町の議会に上程するこ

とになります。その後は愛知県へ規約変更届出書を提出、それを基に組合では6年度に向けての予算化となります。同時に、江南市様や扶桑町様には地域振興事業における市町が行う事業などの予算化をお願いいたします。

3ページをお願いいたします。

(2)のスケジュール表は、ごみ処理施設の供用開始と地域振興策のスケジュールを地元6地区に御説明する上でお示しする資料でございます。内容は2ページと変わりありませんが、2ページで御説明したスケジュール表を少し簡素化したものになります。今後、地元6地区へこの形で供用開始時期、あるいは地域振興事業の実施時期などを説明してまいります。

説明は以上でございます。

○議長（倉知敏美君） ありがとうございます。

当局の説明は終わりました。何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(挙手する者あり)

○議長（倉知敏美君） 河合議員。

○4番（河合正猛君） 今、事務局長さんからお話があったように、まだ地域振興策について全区から合意を得られていないというお話がありましたけれども、理解を得られていない区と、合意している区の事業実施の時期に影響を与えてはまずいと思うんですよ。既に合意をしている区は、この表でいくと6年度から地域振興策を始めるということですので、一斉ではなく合意をしている区から地域振興策の協定を締結してやっていかなければいけないなあと思います。全部の区がそろそろまで待っておっては多分遅れると思うんですよね、今の状況からいくと。だから、合意をした区から事業実施をしていくということでお願いをしたいと思いますので、要望として出していきます。

○議長（倉知敏美君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 事務局、組合といたしましては、全区一斉に同時に協定を締結し事業をスタートしたい、そういう思いで現在はおります。ただ、議員言われるような考え方、お話は今後、既に先に合意されている、いいですよと言っている区からは当然出る話ではないかと思っております。一斉に進めるというのが考え方ではございますが、議員の意見、進捗に応じて区ごとにとということも一つの事業の進め方として、そういった御意見があったということで承りたいと思います。

○議長（倉知敏美君） そのほかはよろしかったですか。

よろしいですね。

(挙手する者なし)

○議長（倉知敏美君） ほかに御意見もないようでございますので、当局には説明のあったとおり進めていただく、今の御意見を参考にして進めていただくということとして、議題3はこれで終わってもよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○議長（倉知敏美君） それでは、これをもちまして議題3を終結いたします。

---

#### ◎議題4. 循環型社会形成推進地域計画（第2期）について

○議長（倉知敏美君） 続きまして、議題4. 循環型社会形成推進地域計画（第2期）についてを当局に説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 続きまして、循環型社会形成推進地域計画（第2期）について御説明いたします。

資料4をお願いいたします。

循環型社会形成推進交付金の前提となります地域計画の概要についてでございます。

現在進行中の計画が令和3年度に計画期間が終了することから、本年度4年度以降の第2期計画の案を策定し、現在、県を通じて環境省に対して承認のお願いをしているところでございます。

1は、計画策定の目的でございます。循環型社会形成推進地域計画に位置づけられました廃棄物処理施設整備に対しましては、循環型社会形成推進交付金が交付されることから、2市2町で計画する新たなごみ処理施設の整備に当たりまして、交付金を活用して事業を進めるものでございます。

2は、計画の概要です。

(1)は、地域の循環型社会を形成するための基本的な事項であります。

(2)は計画期間でございますが、環境省のマニュアルでは5年から7年の間の期間で計画を定めることとされておりますので、今回の計画では令和4年4月1日から令和10年3月31日までの6年間を計画期間といたしました。

(2)は、循環型社会形成推進のための現状と目標であります。この計画の計画期間中において、一般廃棄物等の処理の現状及び目標を掲げております。2市2町からいただいたデータを基に作成マニュアルに沿って試算をしております。

資料の裏面をお願いいたします。2ページでございます。

(3)は施策の内容でございます。

①は発生抑制、再使用の推進のための施策を掲げております。

②の処理体制につきましては、今後も現在の処理体制を継続しつつ、発生する焼却灰等については民間の資源化施設への委託により全量資源化をする計画であります。

③の処理施設の整備につきましては、マテリアルリサイクル推進施設、粗大ごみ処理施設とエネルギー回収型廃棄物処理施設を設置してまいります。

また、今回の計画では既存焼却施設解体事業を追加しております。解体のみを行う場合は交付金の対象外ですが、施設整備と一体で行われる関連性・連続性がある場合は、灰焼却施設の解体事業やその解体計画は交付対象事業になります。2市2町では解体予定の焼却施設が2施設ありますが、交付対象となるのは1施設のみであることから、この段階ではどちらの施設を対象とするかは未定とし、今後決定後、計画を修正してまいります。

④の施設整備に関する計画支援事業につきましては、4年度発注支援業務、5年度土壌汚染調査業務のほか解体基本計画等の策定を入れております。

なお、この事業期間、令和7年から9年度という期間につきましても、今後決定を変更することを予定しております。

⑤のその他の施策につきましては、各市町において引き続き不法投棄を防止するためのパトロールの実施などによる監視体制の強化、災害廃棄物処理計画に基づき、災害時の廃棄物処理を円滑かつ適正に処理できる体制を整備してまいります。

(4)は計画のフォローアップと事後評価でございます。毎年計画の進捗状況を把握し、結果を公表するとともに、必要に応じて計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しをしてまいります。

また、計画期間終了後、処理状況の把握を行いまして、その結果を取りまとめ、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行います。

循環型社会形成推進地域計画（第2期）の概要については以上でございます。

○議長（倉知敏美君） ありがとうございます。

今、当局の説明をいただきましたが、何か本件に対しまして御意見、御質問ございましたら御発言いただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

（挙手する者なし）

○議長（倉知敏美君） ご意見もないようでございますので、当局には説明のあったとおりに進めていただくということとして議題4を終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（挙手する者なし）

○議長（倉知敏美君） それでは、これをもちまして議題4を終結いたします。

---

## ◎その他事項

○議長（倉知敏美君） 議題のほうは以上で終わりましたが、続きましてその他事項です。

皆さん方から何かございますでしょうか。

よろしいですか。

（挙手する者なし）

○議長（倉知敏美君） 当局何かありませんですか。

（挙手する者なし）

○議長（倉知敏美君） それでは、ないようですので、以上をもちまして本日の案件は全て終了いたしました。

議員の皆様方には、終始熱心に御協議をいただきまして本当にありがとうございました。当局におかれましては、貴重な御意見もいっぱいいただきました。一層の御尽力をお願い申し上げます。閉会のお礼とさせていただきます。

最後に、管理者であります澤田江南市長から御挨拶いただきしたいと思います。

○管理者（澤田和延君） 本日は、定例会に続きまして全員協議会をありがとうございました。

各議員から賜りました御意見等につきましては、今後の新処理ごみ施設の整備・運営において、しっかりと生かしてまいりたいというふうに考えております。ありがとうございました。

今後とも様々な問題が生じてくるかもしれませんが、今後とも議員の皆様方と相談をさせていただきながら、一步ずつ着実に進めてまいりたいと考えております。引き続き御理解・御協力賜りますようお願いを申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

○議長（倉知敏美君） ありがとうございました。

これをもちまして、令和4年第1回尾張北部環境組合議会全員協議会を閉会といたします。お疲れさまでございました。

（午前11時56分 閉会）